

北上地区消防組合消防本部訓令第4号

消防機関

北上地区消防組合査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月22日

北上地区消防組合消防本部  
消防長 昆野美継

北上地区消防組合査察規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合査察規程（平成26年北上地区消防組合消防本部訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章・第2章 [略]	第1章・第2章 [略]
第3章 立入検査（第6条～第23条）	第3章 立入検査（第7条～第23条）
第1節 <u>査察対象物の種別（第6条）</u>	第1節 <u>削除</u>
第2節～第5節 [略]	第2節～第5節 [略]
第4章 [略]	第4章 [略]
附則	附則
（用語）	（用語）
第2条 この訓令における用語の意義は、次に定めるところによる。	第2条 この訓令における用語の意義は、次に定めるところによる。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]

(5) 査察対象物とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1に掲げる防火対象物、危険物製造所等及びその他の消防対象物をいう。

(6) [略]

### 第3章 立入検査

#### 第1節 査察対象物の種別

##### (査察対象物の区分)

第6条 査察対象物の区分は別表第1のとおりとする。

#### 第3節 立入検査

##### (査察員の留意事項)

第10条 査察員は、立入検査の実施に当たっては、法第4条及び第16条の5の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 関係のある者の立会いのもとに行うとともに、必要に応じ、防火管理者又は危険物取扱者を立ち会わせること。

(2)～(6) [略]

(5) 査察対象物とは、消防法施行令（昭和36年政令第37号）以下「令」という。別表第1に掲げる防火対象物、危険物製造所等及びその他の消防対象物をいう。

(6) [略]

### 第3章 立入検査

#### 第1節 削除

##### 第6条 削除

#### 第3節 立入検査

##### (査察員の留意事項)

第10条 査察員は、立入検査の実施に当たっては、法第4条及び第16条の5の規定によるほか、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 関係のある者の立会いのもとに行うとともに、必要に応じ、防火管理者又は危険物取扱者を立ち会わせること。ただし、令別表第1（5）項口及び（16）項に掲げる防火対象物のうち共同住宅の用に供する部分に限り関係者の同意を得た場合は、この限りでない。

(2)～(6) [略]

別表第1（第6条関係）

区分	用途規模等
第1号査察対象物	<p>ア 令別表第1(13)項口、(17)項及び(18)項に掲げる防火対象物</p> <p>イ 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの</p>
第2号査察対象物	<p>ア 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル未満のもの</p> <p>イ 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項、(12)項、(13)項イ、(14)項及び(16)項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が500平方メートル以上もの</p> <p>ウ 令別表第1(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル以上のもの</p>
第3号査察対象物	<p>ア 令別表第1(5)項口、(7)項、(8)項、(9)項口、(10)項、(12)項、(13)項イ、(14)項及び(16)項口に掲げる防火対象物で、延べ面積が500平方メートル未満のもの</p> <p>イ 令別表第1(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000平方メートル未満のもの</p>
第4号査察対象物	危険物製造所等
第5号査察対象物	<p>ア 令別表第1(19)項及び(20)項に掲げる防火対象物</p> <p>イ 専用住宅</p> <p>ウ その他の消防対象物</p>

別表第1 削除

## 様式第4号（第18条関係）

第  
年  
月  
日  
号住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
消防署長

印

## 資料提出命令書

火災予防のために必要があると認めるので、消防法第4条第1項により下記資料を 年 月 日までに 消防署へ提出するよう命令する。

なお、理由なく資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者は、消防法第44条の規定により処罰されることがあります。

記

## 様式第4号（第18条関係）

第  
年  
月  
日  
号住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
消防署長

印

## 資料提出命令書

火災予防のために必要があると認めるので、消防法第4条第1項により下記資料を 年 月 日までに 消防署へ提出するよう命令する。

なお、理由なく資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者は、消防法第44条の規定により処罰されることがあります。

記

## 教示

## 教示

この命令に不服のある場合には、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(3か月・30日)以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。)。

なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決(があつたことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

## 様式第5号（第18条関係）

第  
年  
月  
日  
号住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
管理者

## 資料提出命令書

火災予防のために必要があると認めるので、消防法第16条の5第1項により下記資料を 年 月 日までに 消防署へ提出するよう命令する。

なお、理由なく資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者は、消防法第44条の規定により処罰されることがあります。

記

## 様式第5号（第18条関係）

第  
年  
月  
日  
号住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
管理者

## 資料提出命令書

火災予防のために必要があると認めるので、消防法第16条の5第1項により下記資料を 年 月 日までに 消防署へ提出するよう命令する。

なお、理由なく資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者は、消防法第44条の規定により処罰されることがあります。

記

## 教示

## 教示

この命令に不服のある場合には、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(3か月・30日)以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。)。

なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決(があつたことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

## 様式第6号（第19条関係）

第  
年  
月  
日  
号住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
消防署長

印

報告徴収書

火災予防のために必要があると認めるので、消防法第4条第1項により下記事項について 年 月 日までに 消防署へ文書をもつて報告するよう要求します。

なお、理由なく報告せず、又は虚偽の報告をした者は、消防法第44条の規定により処罰されることがあります。

記

教示

## 様式第6号（第19条関係）

第  
年  
月  
日  
号住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
消防署長

印

報告徴収書

火災予防のために必要があると認めるので、消防法第4条第1項により下記事項について 年 月 日までに 消防署へ文書をもつて報告するよう要求します。

なお、理由なく報告せず、又は虚偽の報告をした者は、消防法第44条の規定により処罰されることがあります。

記

教示

この要求に不服のある場合には、要求（があったことを知った・を受けた）日の翌日から起算して（3か月・30日）以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この要求については、要求（があったことを知った・を受けた）日の翌日から起算して（6か月・30日）以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる（訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。）。

なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決（があつたことを知った・を受けた）日の翌日から起算して（6か月・30日）以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

## 様式第7号（第19条関係）

第  
年  
月  
日住  
所  
氏  
名

様

北上地区消防組合  
管理者

印

## 報告徴収書

火災予防のために必要があると認めるので、消防法第16条の5第1項により下記事項について 年 月 日までに 消防署へ文書をもって報告するよう要求します。

なお、理由なく報告せず、又は虚偽の報告をした者は、消防法第44条の規定により処罰されることがあります。

記

## 様式第7号（第19条関係）

第  
年  
月  
日住  
所  
氏  
名

様

北上地区消防組合  
管理者

印

## 報告徴収書

火災予防のために必要があると認めるので、消防法第16条の5第1項により下記事項について 年 月 日までに 消防署へ文書をもって報告するよう要求します。

なお、理由なく報告せず、又は虚偽の報告をした者は、消防法第44条の規定により処罰されることがあります。

記

## 教示

## 教示

この要求に不服のある場合には、要求(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(3か月・30日)以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この要求については、要求(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。)。

なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決(があつたことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第20号（第33条関係）

第  
年  
月  
日

住 所  
氏 名 様

北上地区消防組合  
管理者又は消防(署)長 印

命 令 書

所在地  
名 称  
用途又は製造所等の別

上記対象物は、  
認めるので、消防法第 条 の  
規定により次のとおり命令する。  
なお、本命令に従わない場合は、消防法第 条 の規定により  
処罰されることがある。

記

命令事項

教示

様式第20号（第33条関係）

第  
年  
月  
日

住 所  
氏 名 様

北上地区消防組合  
管理者又は消防(署)長 印

命 令 書

所在地  
名 称  
用途又は製造所等の別

上記対象物は、  
認めるので、消防法第 条 の  
規定により次のとおり命令する。  
なお、本命令に従わない場合は、消防法第 条 の規定により  
処罰されることがある。

記

命令事項

教示

この命令に不服のある場合には、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(3か月・30日)以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。)。

なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決(があつたことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

## 様式第24号（第38条関係）

第  
年  
月  
日住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
管理者

印

## 許 可 取 消 書

あなたの                    する次の危険物製造所等は、消防法第        条        の規定に違反すると認めるので、同法第12条の2第1項の規定に基づき許可を取り消す。

記

1 製造所等の別

2 所在地

3 設置許可年月日及び番号

4 許可の取消しの理由となる事実

## 教示

## 様式第24号（第38条関係）

第  
年  
月  
日住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
管理者

印

## 許 可 取 消 書

あなたの                    する次の危険物製造所等は、消防法第        条        の規定に違反すると認めるので、同法第12条の2第1項の規定に基づき許可を取り消す。

記

1 製造所等の別

2 所在地

3 設置許可年月日及び番号

4 許可の取消しの理由となる事実

## 教示

この処分に不服のある場合には、処分(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(3か月・30日)以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。)。

なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決(があつたことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

## 様式第25号（第38条関係）

第  
年  
月  
日住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
消防(署)長

印

## 特 例 認 定 取 消 書

あなたの                   する次の防火対象物は、消防法第8条の2の3第6項  
第       号（消防法第36条第1項において準用する場合を含む）の規定に該  
当すると認めるので、同項の規定に基づき特例認定を取り消す。

記

1 防火対象物の所在地及び名称

2 特例認定年月日及び番号

3 特例認定の取消しの理由となる事実

## 教示

## 様式第25号（第38条関係）

第  
年  
月  
日住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
消防(署)長

印

## 特 例 認 定 取 消 書

あなたの                   する次の防火対象物は、消防法第8条の2の3第6項  
第       号（消防法第36条第1項において準用する場合を含む）の規定に該  
当すると認めるので、同項の規定に基づき特例認定を取り消す。

記

1 防火対象物の所在地及び名称

2 特例認定年月日及び番号

3 特例認定の取消しの理由となる事実

## 教示

この処分に不服のある場合には、処分(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(3か月・30日)以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。)。

なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決(があつたことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

## 様式第26号（第38条関係）

第  
年  
月  
日  
号住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
管理者

## 解 任 命 令 書

あなたの           する（事業所・製造所等）に係る下記危険物           者は、  
と認めるので、消防法第13条の24の規定に基づき、解任することを  
命ずる。

記

## 1 危険物 者

- (1) 氏 名  
(2) 生年月日  
(3) 選任年月日

年 月 日

## 2 解任期限

3 危険物 者を選任している事業所又は製造所等  
(事業所の住所、氏名及び代表者の氏名又は製造所等の設置者、設置場所、施設区分及び設置許可年月日・番号)

## 4 命令(処分)の理由となる事実

## 教示

## 様式第26号（第38条関係）

第  
年  
月  
日  
号住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
管理者

## 解 任 命 令 書

あなたの           する（事業所・製造所等）に係る下記危険物           者は、  
と認めるので、消防法第13条の24の規定に基づき、解任することを  
命ずる。

記

## 1 危険物 者

- (1) 氏 名  
(2) 生年月日  
(3) 選任年月日

年 月 日

## 2 解任期限

3 危険物 者を選任している事業所又は製造所等  
(事業所の住所、氏名及び代表者の氏名又は製造所等の設置者、設置場所、施設区分及び設置許可年月日・番号)

## 4 命令(処分)の理由となる事実

## 教示

この命令に不服のある場合には、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(3か月・30日)以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。)。

なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決(があつたことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

## 様式第29号（第43条関係）

第  
年  
月  
日  
号住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
管理者又は消防(署)

印

## 戒 告 書

所在地  
名 称

用途又は製造所等の別

上記対象物は、消防法第 条の規定に違反すると認めるので、同法第 条の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号により 年 月 日までに することを命じたが、履行していない。

よって、 年 月 日までに前記命令を履行しないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、同法第3条第1項の規定に基づき、戒告する。

なお、代執行に要するすべての費用を同法第5条の規定に基づき徴収する。

また、代執行により生ずる損害については、一切その責任を負わないことを申し添える。

## 教示

## 様式第29号（第43条関係）

第  
年  
月  
日  
号住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
管理者又は消防(署)

印

## 戒 告 書

所在地  
名 称  
用途又は製造所等の別

上記対象物は、消防法第 条の規定に違反すると認めるので、同法第 条の規定に基づき、 年 月 日付け 第 号により 年 月 日までに することを命じたが、履行していない。

よって、 年 月 日までに前記命令を履行しないときは、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、同法第3条第1項の規定に基づき、戒告する。

なお、代執行に要するすべての費用を同法第5条の規定に基づき徴収する。

また、代執行により生ずる損害については、一切その責任を負わないことを申し添える。

## 教示

この命令に不服のある場合には、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(3か月・30日)以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。)。

なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決(があつたことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

## 様式第30号（第43条関係）

第  
年  
月  
日  
号住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
管理者又は消防(署)長

印

## 代 執 行 令 書

所在地

名 称

用途又は製造所等の別

上記対象物について、 年 月 日 付け 第 号 により戒告したが、履行していない。

よって行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を次のとおり行うこととしたので、同法第3条第2項の規定に基づき通知する。

なお、代執行に要するすべての費用を同法第5条の規定に基づき徴収する。

また、代執行により生ずる損害については、一切のその責任を負わないことを申し添える。

記

## 通知事項

- 1 代執行の期日
- 2 代執行の執行責任者（職・氏名）
- 3 代執行に要する費用の概算見積額 金 円
- 4 代執行の内容

教示

## 様式第30号（第43条関係）

第  
年  
月  
日  
号住 所  
氏 名

様

北上地区消防組合  
管理者又は消防(署)長

印

## 代 執 行 令 書

所在地

名 称

用途又は製造所等の別

上記対象物について、 年 月 日 付け 第 号 により戒告したが、履行していない。

よって行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を次のとおり行うこととしたので、同法第3条第2項の規定に基づき通知する。

なお、代執行に要するすべての費用を同法第5条の規定に基づき徴収する。

また、代執行により生ずる損害については、一切のその責任を負わないことを申し添える。

記

## 通知事項

- 1 代執行の期日
- 2 代執行の執行責任者（職・氏名）
- 3 代執行に要する費用の概算見積額 金 円
- 4 代執行の内容

## 教示

この処分に不服のある場合には、処分(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(3か月・30日)以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この処分については、処分(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる。)。

なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決(があつたことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

様式第31号（第43条関係）

第  
年  
月  
日  
号

住  
所  
氏  
名

様

北上地区消防組合  
管理者又は消防(署)長

代 執 行 費 用 納 付 命 令 書

所在地

名 称

用途又は製造所等の別

年 月 日付 第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、代執行費を次のとおり納付するよう命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収されることを申し添える。

記

命令事項

1 納付期日  
2 納付金額 金 円  
3 納付方法  
4 代執行 年 月 日 施行

教示

様式第31号（第43条関係）

第  
年  
月  
日  
号

住  
所  
氏  
名

様

北上地区消防組合  
管理者又は消防(署)長

代 執 行 費 用 納 付 命 令 書

所在地

名 称

用途又は製造所等の別

年 月 日付 第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、代執行費を次のとおり納付するよう命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収されることを申し添える。

記

命令事項

1 納付期日  
2 納付金額 金 円  
3 納付方法  
4 代執行 年 月 日 施行

教示

この命令に不服のある場合には、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(3か月・30日)以内に北上地区消防組合管理者に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令(があったことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において北上地区消防組合を代表する者は管理者となる)。

なお、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決(があつたことを知った・を受けた)日の翌日から起算して(6か月・30日)以内に北上地区消防組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

## 附 則

この訓令は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。